

様似町不妊治療費助成事業

様似町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を目的に不妊治療費を助成しています。令和4年4月1日から不妊治療費が保険適用になったことにより、助成内容を従来のものから変更を行ないました。

【助成対象となる方】

○次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①法律上の婚姻をしていること。
- ②夫婦のいずれかが、対象となる治療の開始前に様似町に住所を有し、今後も居住の見込みがあること。
- ③国保や社保などの公的健康保険に加入していること。
- ④夫婦のいずれもが、町税等に滞納がないこと。
- ⑤北海道知事又は町長が指定した医療機関で治療していること。
- ⑥他の市区町村で不妊治療費用の助成を受けていないこと。



【助成内容と助成上限額】

○助成上限額に満たない場合は、支払った額のみ助成となります。

治療	保険適用の有無	助成上限額	回数
一般不妊治療	保険適用と保険適用外の治療を合わせた額	1年度につき 10万円まで	治療した回数に関わらず、助成上限額まで助成可能。
特定不妊治療	保険適用	自己負担額全額助成	初めて助成を受けた際の治療機関の初日における妻の年齢が40歳未満の時は6回（40歳以上43歳未満である時は通算3回）までとします。
	保険適用外	1回の治療につき、 30万円まで	
	保険適用と保険適用外の治療を両方実施した時	1回の治療につき、 30万円まで	

※高額療養費支給対象の方は、不妊治療に係る高額療養費の支給額を控除した上での助成となります。

※一般不妊治療は、1年度中の治療費の合算額となりますので、年度治療分をまとめて申請してください。

※特定不妊治療は、治療1回分ごとに申請してください。

【対象となる治療】

- 一般不妊治療：タイミング法・人工授精など
- 特定不妊治療（生殖補助医療）：採卵・採精、体外受精、顕微授精など

➡ 以下の治療内容 A～F に該当

治療内容	採卵まで	採精(夫)	受精	胚移植			妊娠の判定
				新鮮胚移	胚凍結	凍結胚移	
A 新鮮胚移植を実施							
B 凍結胚移植を実施 (受精卵を凍結し、母体の状態を整えてから胚移植)							
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施							
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了							
E 受精できず(胚の分割停止などにより中止)							
F 採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止							

(注意事項)

- ※文章料、個室料、食事代、処方箋によらない薬剤代(サプリメント等)は助成の対象になりません。
- 不妊治療に伴う院外処方の薬剤代は助成の対象になります。院外処方の薬剤代がある方は自己負担額に加算してください。
- 治療期間については、排卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始などを行った日から治療終了日までを記載してください。

【申請方法と必要書類】 ※必要な様式については、保健福祉課母子保健係で配布しています。

- 下記書類等を保健福祉課母子保健係へ提出・申請してください。

- ①様似町不妊治療費助成交付申請書
 - ②様似町不妊治療費助成等証明書(医療機関記載)
- ※一般不妊治療と特定不妊治療それぞれの証明書の様式があります。
- ③助成対象治療に関する医療機関発行の領収書
- ※院外処方の薬剤代がある方はその領収書も必要です。
- ④高額療養費の支給を受けた方は、証明書の写し
 - ⑤口座振り込み先の通帳

【申請先・お問い合わせ】

様似町保健福祉センター 保健福祉課母子保健係 TEL0146-36-5511